瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時　平成３０年５月１７日（木）10 時 00 分から 10 時 55 分
2. 開催場所　瀬戸内町役場　３階　会議室
3. 出席委員　（　９人）

会長	11 番	堯　文俊
会長職務代理者	８番	永井　利一
委員	１番	田中　勝弘
	２番	碩　悟
	３番	岡野　正郎
	６番	豊田　孝一郎
	７番	森山　和雄
	９番	川島　博
	10 番	数原　菊美

4. 欠席委員　（　１人）

5. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定について
第３　議案第１４号　農地法第３条の規定による許可について
第４　議案第１５号　非農地証明について
第５　議案第１６号　農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
第６　報告第　８号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
第７　報告第　９号　農地の使用貸借の合意解約について
第８　協議会
　(1) 行事予定について
　(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村和仁
農地農政係長	徳田和正
主査	西田大五郎

7. 会議の概要

事務局　　ご起立をお願いします。一同礼、ご着席下さい。
ただ今から平成３０年第５回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。
はじめに、堯会長よりご挨拶をお願いいたします。

会　長　　挨拶

事務局　　本日は、元委員より欠席の報告を受けておりますので、本日の出席は９人でありますので、定足数に足しておりますことをご報告致します。
それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第６条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は、堯会長にお願いしたいと思います。

議　長　　これより議事に入ります。まず日程１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第 24 条第 2 項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議　長　　それでは、議事録署名委員は、岡野委員、豊田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
本日の会議書記は、事務局職員に依頼いたします。日程第２の会期については、本日１日限りと致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議　長　　それでは、日程３議案第１４号「農地法第３条の規定による許可について」を議題と致します。調査員は、私（堯）と碩委員となっておりますが、碩委員から調査報告をお願いします。

２番委員　　議案第１４号「農地法第３条の規定による許可について」調査報告を致します。5 月 9 日、私と堯委員、事務局から２人で調査を行いました。土地の表示、瀬戸内町大字阿木名字芝 34 番 2、畑 396 ㎡、同じく字芝 34 番 3、畑 314 ㎡、同じく字芝 35 番 1、田 988 ㎡、同じく字芝 35 番 2、畑 991 ㎡の合計 4 筆 2,689 ㎡です。対価は、ありません。譲渡人、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」氏、譲受人、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」氏、理由は贈与と受贈です。以下経営面積等は、お目通し下さい。以上、ご審議下さるようお願い致します。

議　長　　ただいま、２番委員から説明が終わりました。これについて、審議を行いたいと思います。質疑ありませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議　長　　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　賛成多数でございますので、議案第１４号は原案のとおり決定致しました。

議長　　次に、日程４議案第１５号「非農地証明について」を議題と致します。調査員は、私（堯）と碩委員、豊田委員となっていますが、碩委員から調査報告をお願いします。

２番委員　　議案第１５号「非農地証明について」説明します。現地調査には、私と堯委員、豊田委員と事務局から２人が立ち会いました。

土地の表示、瀬戸内町大字阿木名字山田 1337 番、畑 330 ㎡、同じく字山田 1340 番、畑 988 ㎡の合計 2 筆 1,318 ㎡です。願出人、瀬戸内町大字〇〇〇字〇〇番地〇「〇〇〇〇」、登記名義人、同じく「〇〇〇〇」です。

非農地に至った理由及び現在の管理状況：申請地は、土砂崩れ後、長期間（約 20 年以上）耕作を放棄しており、現在は山林化して農地性を喪失している状況である。以下、見取図及び現況写真等は、お目通し下さい。以上、ご審議下さるようお願い致します。

議　長　　只今、２番委員から調査説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議　長　　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。
採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　賛成多数でございますので、議案第１５号は原案のとおり決定致しました。

議　長　　次に日程５議案第９号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を事務局より説明お願いします。

局　長　　議案第１６号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」説明します。農業経営基盤強化促進法による利用権設定の農地利用集積計画の公告日は、平成30年5月31日を予定しております。内容は、畑4件7筆、貸し手は4人、借り手は3人（延べ4人）です。

整理番号19番、所在は、大字阿木名字横田1150番1、畑、面積66㎡の1筆です。貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏で、使用貸借によるもので、存続期間は10年間の拡大よるものです。

整理番号20番、所在は、大字阿木名字横田1150番2、畑、面積486㎡の1筆です。貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏で、使用貸借によるもので、存続期間は10年間の拡大によるものです。

整理番号21番、所在は、大字秋徳字丸田1128番1、畑、面積1,740㎡、同じく字丸田1129番、畑、面積3,635㎡、同じく字丸田1130番、畑、面積1,216㎡、同じく字丸田1132番1、畑、面積1,372㎡の合計4筆7,963㎡、貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏で、使用貸借によるもので、存続期間は5年間で拡大によるものです。

整理番号22番、所在は、大字節子字太田1024番、畑、面積507㎡の1筆です。貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏で、使用貸借によるもので、存続期間は10年間で拡大によるものです。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　只今、事務局から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議　長　　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。
採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　賛成多数でございますので、議案第１６号は原案のとおり決定致しました。

議　長　　次に、日程６報告第８号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局　　報告第８号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」説明致します。土地の表示、瀬戸内町大字清水字塩道原322番、畑697㎡の1筆です。権利を取得した者、瀬戸内町大字○○○○○○番地○「○○○○」氏、

権利を取得した日、平成 29 年 4 月 23 日、権利を取得した理由、相続です。取得した権利の種類及び内容、所有権で内容は耕作していないとのことです。農業委員会によるあっせん等の希望の有無は、希望しないそうです。届出の年月日は、平成 30 年 4 月 11 日です。以上です。

議　長　　日程７報告第９号９農地の使用貸借の合意解約について」を議題と致します。事務局から説明をお願します。

事務局　　報告第９号「農地の使用貸借の合意解約について」を説明致します。土地の表示、瀬戸内町大字阿木名字山田 1337 番、畑 330 ㎡、同じく山田 1340 番、畑 988 ㎡の合計 2 筆 1,318 ㎡です。通知者、貸人が、瀬戸内町大字〇〇〇〇字〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」氏、借人が、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」氏、貸借契約の内容は、農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借)、貸借期間：平成 24 年 2 月 1 日～平成 34 年 1 月 31 日までの 10 年間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日は共に平成 30 年 3 月 3 日です。農地の引渡しの時期は、平成 30 年 3 月 31 日で、返還する理由は、双方合意による解約です。以上です。

議　長　　これより協議会に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局　　・諸般の報告
・行事予定について
・その他

議　長　　以上もちまして、第５回農業委員会総会を終了することに致します。

局　長　　ご起立お願いします。
一同礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成３０年５月１７日

署名委員

署名委員